

高齢者

ひとり親世帯

障害者

低所得者

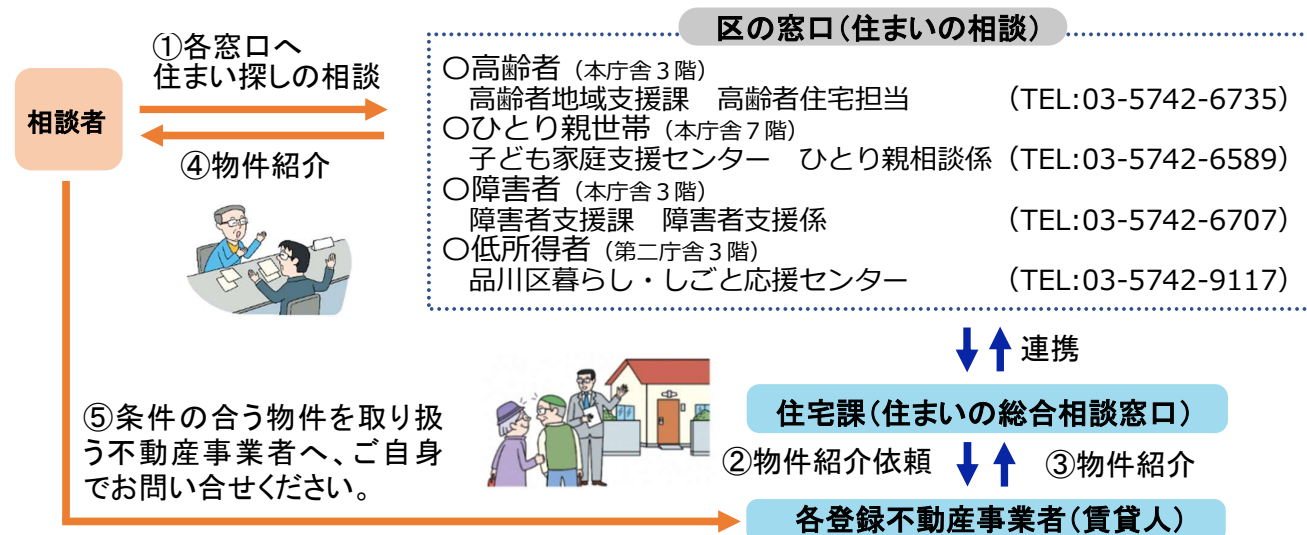
民間賃貸住宅への入居でお困りの方へ

—住まい確保のための入居促進事業のご案内—

入居促進事業の概要

区では、民間賃貸住宅への入居に関してお困りの方に対し、不動産事業者と区が連携し、住宅をあっ旋いたします。まずは区の各窓口へご相談ください。

住まい確保の流れ



※物件の情報提供をお約束するものではありません。

対象となる方

○下記のいずれかに該当すること

- 高齢者 : 65歳以上の単身世帯または構成員が全員65歳以上である世帯の者
- ひとり親世帯 : ひとり親世帯（18歳に達した年度末までの子と母または父のみの世帯）の者
- 障害者 : 単身世帯の障害者（身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保健福祉手帳1級から3級、愛の手帳1度から4度までの者）または障害者を含む世帯の者
- 低所得者 : 国が定める基準に基づき、月額所得が15万8千円を超えない者

※ただし、高齢者・障害者・ひとり親世帯に該当しない生活保護受給者は除く

○下記のすべてに該当すること

- ・品川区に引き続き2年以上居住していること
- ・賃貸人の親族でないこと
- ・登録不動産事業者の従業員でないこと
- ・過去に本事業に基づくあっせんを受けている場合、
賃貸借契約日から1年を経過していること

等

※詳細はホームページをご確認ください



事業についてのお問い合わせ

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係（住まいの総合相談窓口）

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 TEL: 03-5742-6777

FAX: 03-5742-6963